

プロジェクト リース

項目 第 518 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

他の会計基準等との関係（貸手における知的財産のライセンスの供与）

（個別検討事項）

2. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の適用を維持しつつ、ソフトウェアのリースが金融取引と考えられるリースを主たる事業としている企業等の懸念には例外的な取扱いで対処する事務局提案に同意する。
3. リースを主たる事業としている企業において、原資産の違いで適用される会計基準が異なることにより開示すべき注記事項が異なることがなくなり、有用な情報の提供が可能になるため、事務局提案に同意する。ただし、例外的な取扱いの範囲に関して、リースを主たる事業としている企業に限定する方法もあると考える。
4. 例外的な取扱いを認める場合、収益認識会計基準とリース会計基準の選択は会計方針の選択になると理解しているため、貸手の注記において開示が不要であるか検討いただきたい。

（追加的な検討事項）

5. 機器とソフトウェアのリースを同時に行う場合の説明は、貸手における知的財産のライセンスの供与（ソフトウェア）に関する会計基準の適用関係を理解するためにも、結論の背景等に記載すべきと考える。

借手における維持管理費用相当額の取扱い

（借手における財又はサービスを移転しない活動及びコストに関する取扱い）

6. 公開草案公表前の審議の過程において聞かれていた意見のとおり、通常は開示されない維持管理費用相当額を借手が見積ることは困難と考えられるため、事務局提案に反対しない。

(少額リースにおける取扱い)

7. 事務局提案に同意する。ただし、300万円基準の判定時には維持管理費用相当額を控除し、300万円超ならば維持管理費用相当額を含めて使用権資産及びリース負債を計上するという取扱いになるため、プロセスの複雑さの点で実務上支障がないか検討いただきたい。

サブリース取引（利息相当額の配分）**(一括借上契約)**

8. 事務局提案に同意する。財務諸表利用者はオペレーティング・リースをオンバランスして分析してきた経緯がある中では、一括借上契約の利息相当額の配分においても利息法で処理することが経済実態を表し、定額法では投資家の意思決定を誤らせると考える。また、日本固有の取引を理由に一括借上契約のオフバランスを認めることは本会計基準案等の趣旨に反しており、経済実態を表さないと考える。
9. ヘッドリースとサブリースは、それぞれ別個の相手と契約し、別個の取引として会計処理すべきと考えるため、一括借上契約をオンバランスし利息相当額を利息法で処理する事務局提案に同意する。
10. 一括借上契約は企業が空室リスク等に対する手段として解約オプションを有している。サブリースからの十分な収入がなく、逆ザヤになれば解約可能な取引であるため、一括借上契約をオンバランスすることや一括借上契約の経済実態を有利子負債の調達による設備投資と同様と考えることには違和感がある。また、利息相当額の配分に関して、Topic842の2区分の会計処理モデルでは基本的に解約可能なオペレーティング・リースと解約不能なファイナンス・リースのそれぞれの性質の違いが会計処理に反映されているが、解約可能なものまで有利子負債として利息法で処理されるIFRS第16号の単一の会計処理モデルではそれぞれの性質の違いが会計処理に反映されず、一括借上契約に適用するのは違和感がある。しかしながら、過去に検討を行った結果、IFRS第16号の会計処理モデルを採用するという結論に至っているため、その結論に反対するものではない。

以上